



平成 29 年 12 月 14 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 ミ ロ ク
代 表 者 代表取締役社長 弥勒 美彦
(コード番号 7983)
問合せ先責任者 高知県南国市篠原 537-1
常務取締役 中澤 紀明
(TEL 088-863-3310)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 14 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成 30 年 1 月 30 日開催予定の第 86 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一するとしており、100 株への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日と決めました。東京証券取引所に上場している当社としてこの趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として、当社株式の売買単価(単元株式数)を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて証券取引所が望ましいとしている投資単価の水準(5 万円以上 50 万円未満)を目的として、株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施するものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 5 月 1 日

(4) 変更条件

平成 30 年 1 月 30 日開催予定の本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. (1) 変更の理由」に記載の通り、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することに併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単価の水準(5 万円以上 50 万円未満)を目的として、株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 30 年 5 月 1 日をもって、同年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 10 月 31 日)	15,027,209 株
今回の株式併合により減少する株式数	12,021,768 株
株式併合後の発行済株式総数	3,005,441 株

(注)「併合により減少する株式」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 10 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	1,346 名(100.00%)	15,027,209 株(100.00%)
5 株未満	251 名(18.65%)	303 株(0.00%)
5 株以上	1,095 名(81.35%)	15,026,906 株(100.00%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみを所有されている株主様 251 名(所有株式数の合計 303 株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きはお取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成 30 年 1 月 30 日開催予定の本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに平成 30 年 5 月 1 日付けで当社定款の一部が変更されることとなります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000</u> 万株とする	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200</u> 万株とする
第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする	第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする

(3) 変更の条件

平成 30 年 1 月 30 日開催予定の本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 12 月 14 日
定時株主総会決議日	平成 30 年 1 月 30 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 30 年 5 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 5 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 30 年 5 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 30 年 5 月 1 日 (予定)

(注)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 30 年 5 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 4 月 25 日となります。

以 上

(添付資料)

ご参考：単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更及び株式併合の目的はなんですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一するとしており、100株への移行期限を平成30年10月1日と決めました。

東京証券取引所に上場している当社としてこの趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として、当社株式の売買単価(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて証券取引所が望ましいとしている投資単価の水準(5万円以上50万円未満)を目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年4月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	400株	4個	なし
例2	1,500株	1個	300株	3個	なし
例3	1,030株	1個	206株	2個	なし
例4	777株	なし	155株	1個	0.4株
例5	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例1、例2に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例3、例4で発生する単元未満株式(例3は6株、例4は55株)につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・例4、例5において発生する端数株式相当分(例4は0.4株、例5は0.8株)につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例5においては株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

Q 5. 株式併合によって所有株式が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様が所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 6. 株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式(1株に満たない株式)に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りや買増しをしてもらえますか。

A 7. 株式併合後においても、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただけます。具体的な手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777(通話料無料)
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)